

# 「これからの新宿区の自治を考える」

(区成立65周年記念シンポジウム)

平成24年3月10日(土)

新宿区総合政策部企画政策課

## 基調講演 「これからのまちづくりを考える」 講師 辻山 幸宣

新宿区という自治体が船出してから65年と聞きました。昭和22年3月といたしますと、私よりもおおむね5カ月お兄さんという感じでございます。私は22年の8月の生まれでございます。したがって、今年、区と同じ65歳になるわけですね。見ていただくとおわかりのように、相当くたびれてまいりました。走るのも連続して百メートルとは走れません。二、三十歩走ると大きく息づいて、また走るというぐらいのことしかできない状態です。

ですから、恐らく、新宿区という自治体もそろそろくたびれかかっている側面が出てきているかもしれません。息切れをしたりとか、物忘れをしたりとかそういう自治体にならないように、いま一度、息吹を吹き込もうというようなことで、恐らく、自治基本条例の企てがなされたのだろうと、今伺いながらそう思っております。果たして、この自治基本条例で、痛んだところを回復させて、そして、息長く住民の幸せのためにこの新宿区というものが続いていけるかどうか、そのことを今日、皆さんと一緒に議論することになりそうでございます。

実は、こんな話、数年前にもやりました。5年前の憲法記念日の憲法集会のときに、「私は憲法と同じ年でございます、60になってそろそろがたがきておまして、憲法もそのような側面がないのかどうか、みんなで一度憲法を受けとめ直して考えてみましょう」というようなことを話したことがございまして、昭和22年生まれの因果と申しましょうか、大きな節目では、常に自分のことをしゃべってしまうという悲しいさを持った生まれでございます。

最初に幾つか申し上げておかなければと思っておりましたが、今朝の報道によりますと、アメリカのオバマ大統領が日本の国民へ向けてメッセージを發したということが流れておりました。それは、あの3.11から見事に力を合わせて立ち上がろうとしている日本国民、これをたたえますと、そして、米国民にとっても大きな教訓としたいというようなことを言ったと言われております。クリントン国務長官も同様のメッセージを出したと言われております。

さて、あの3.11が私たちに問いかけたものは何だったろうか、たくさんございます。例えば、研究者、科学者と言われていた人間の信頼が地に落ちた。私も長らく大学で教鞭をとっておりますけれども、学生たちに、どうだ、わかったか、これが理論だよ、これが事実だよと大きな声で言うことができなくなりました。根拠は何でしょうか、そういうふうに疑われている、そういう目を感じてしまう、今日このごろでございます。

もう一つ、あの被災地を訪れて立ちすくんだのは、実は、流され去ったあの景色ではなくて、もし、ここに東京という大都市が立っていたらどうなっていたらどうかということを感じてしまいました。その後、よく報道されましたね。お年寄りを背負って逃げた、子どもや家族の手を引いて逃げた、そして、隣近所が声かけ合って、「もっと上へ、もっと上へ」と励まし合って逃げた。私たちは、今大きな災害に直面したときに、隣近所で手を

引いて逃げてもらえるという関係を紡いできただろうか、果たして、声かけてくれるだろうかというような大変不安な気持ちに陥っております。

私たちは都市という利便性を手に入れた。その背景で失ったものは、人は人とつながってしか生きられないのだという単純な事実だったのではないか。大きなマンションに住み、ドアを一つ閉めたら完全に外の世界と切れてしまう、そういう世界が住み心地よい、自由だといって私たちはそれを謳歌してきたのではなかったか。今、都市部の住民が真剣に考えなければいけないのは、自分は誰かのために何かをしてあげられるだろうか、大きな災害のときに誰かが私のために手を差し伸べてくれるだろうかというような思いと直面していくという、大変無残で残酷な課題でございます。このことについても考えていきたいものだというふうに思っています。

ところで、自治基本条例、3年ぐらいかかったのだと思いますけれども、実は、ご報告しておくべきことがございます。これまでに日本で自治基本条例と名のつくものは恐らく250に近い数字でできていると思いますが、この新宿区だけがやってのけたということが1つございます。それは、最初から議会をメンバーとして一緒に検討しましょう、区民たちが議論して、どんなまちにするか、どんな条例をつくるかということだけではなくて、議員も、そして、行政の担当者も同じテーブルに着いて条例案を練っていこうではないか。実は、新宿区のこのやり方が世の中に広まってからでも、どこも追随して同じことをやろうとする自治体はございません。

私が「あのようなのは二度とごめんだ」と言って歩いているせいもあるのかもしれませんが、実は、合意を形成するということは大変難しい。当然、立場が違いますので、立場上の意見の対立もあります。それから、個々人としてもそのまちに対する思いや、まちの形についてのイメージに違いがあります。みんな同じだったら怖いですがね。そうすると、一つの結論に至るためには、大半の方は妥協するのです。場合によっては、全員が少しずつ妥協しているのかもしれませんが。この妥協を導き出しながら着点を目指していくという作業の大変さ、時間もかかります。神経もすり減ります。深夜までかかったこともございました。それで、私はこの条例ができ上がったときに、やり方は素晴らしいのだけれども、私個人としてはもうこりごりだということを述べたことがございます。

その成果もあって、議会を通過して、そして、今施行されている。問題は、このつくるまでの苦労話よりも、これを皆さんの生活の場に定着させていくこと、生活の場で、ああ、そうだ、自治基本条例だったらどういうふう書いてあるのだろうかと思えるような、そういう身近なものとして皆さんが受けとめ、そして、これはやはり見直して、つくりかえたほうが良いぞというような、そういう条文があったならば、それをつくりかえる提案をしていく。そのためには、もっともっと長い時間がかかります。それを担うのは、もはや、行政や議会ではないのです。生活の場で皆さんがこの基本条例と向き合うチャンス、これを大事にして、そのときには恐れずに条例の改正提案をしていく、そのようなことが必要です。

それともう一つは、この基本条例は、新宿区の行政が原案をつくって、議会で議決してもらって、この両者が区民に「こういうふうにやりますよ、だから、区民はこうしてください」と上から命じるようなものではないのです。もともと条例というものは、区民が持っている政治的な権利を議会に委ねて、「私たちのまちをこう設計したいのだ」ということを表現してくれと頼んでいるに過ぎません。したがって、公表されるその条例の強制力も、あるいは、高い理念もすべて区民から発しているというわけです。

もし、ある条例に、例えば、そうですね、犬にえさをやったら罰金3,000円取りますよとかという罰金を取るという条例があったとしますね。そうすると、犬にえさをやった人を誰かが取り締まっているわけですが、それは誰の意思でしょうか。区民の意思なのです。区民が野良犬にえさをやってはいけないと言っているのだ。一人一人の区民ではありませんよ。区民という名の集合の意思としてそのように決定しているのでございまして、決してどこかの権力を持った組織が決定して、そして、それを区民に命じているのではない。このことを考えますと、これからこのまちをどうするかということも、また、同時に区民の責任になっているわけです。

そこで、まちは一体、誰が治めているのだろうかということを考えなければいけません。もちろん権力者が治めるという時代がございましたよ、国王とかね、あるいは大名とかね、そういう人たちが治める時代がございました。しかし、もともとまちはそこに住んでいる人たちが治めるということに変わりはないのです。

ちょっとそのことを日本の現状に照らして申しませうかね。私たちは、今、中央政府とか都の政府、それから新宿区の政府と、政府が3つもあって、そして、それでもって私たちの暮らしが成り立っているという側面があるのです。この政府は誰が、どのようにしてつくったのだろうか、とりわけ、新宿区の政府はどうやってつくられているのかというようなことをちょっと考えてみましょう。

もともとが、人々はどうやって暮らしていたかということ、江戸時代なんかは農業をやっていたりしていたでしょう。そうすると、今日のように雨が降って、台風が来たりして道がぬかるんだら、もう馬車も通れませんから、みんなで道を直さなければいけませんね。誰もやってくれません。川がふさがるので、川も浚渫しなければいけない。峠のあるところでは、峠道が崩れたら、すぐそこをよけなければ通れませんね。そんなときはどうしていたかといったら、共同作業でやっていたのですね。自分たちでやっていたわけですよ。

大体公共財と言われるようなもの、道路とか橋だとか、川だとかそういったものが共同作業でやられていた。けれども、自分のものでも、やはり、一人ではできないことがある。長らく住んでいると、屋根が傷んだりしますでしょう。カヤぶきの屋根だったら、今度は屋根のふきかえとか、家が傷んだら増改築とかありますよね。そういうときは、互助、近隣の互助、よく結（ゆい）とか言ったりしますね。協力関係みたいなものでやるわけです。典型は葬式や嫁取りの儀式です。

もう一つは、家族の協力なのですね。どういうことかということ、孫が生まれたら、お父

さん、お母さん、田んぼに行くので大変ですから、じいちゃん、ばあちゃんが孫を見るといようなことです。そのかわり、孫も育ち、育ったかわりに、じいちゃん、ばあちゃんが年をとって弱ってしまう。そうしたら、家族みんなで支えるというような協力関係。このように共同作業、互助、そして家族の協力この3つがあれば、大体この自然集落における生活というのは成り立っていたのだというふうに言われています。まちはもともと自分たちの力で治めていたです。

そこで、共同作業のときに、何日からやるぞとかそういう日付を決めなければいけませんね。どこからどこを先にやるぞとか、そういったことを決めるために村寄合という組織を持って、そこで協議してやっていたのですね。やがて、これが行き詰まります。近代に入るから。近代に入ると、人々は自分の労働力で賃金を得るという職業が発生してきます。つまり、勤め人です。勤め人が増えてくると、共同作業の日にやっぱり欠席しちゃう人が出ます。「今日はちょっと会社の上司とゴルフがあるから」—これは最近のことですけれども—ということで、欠席者が出ると共同作業がうまくいかない。だんだん、工業化が進んでくると、集まっているのが村役ばかり、つまり、役員ばかりでみんな来ないということになると、困ったなというので、村寄合で話し合っ、「このままじゃ来年また台風が来たら対応できないぞ」といようなことから、金を出し合っ人を雇い入れようということを考えるのですね。そして、恐らく、どこかの次男坊か三男坊か知りませんが、そういう人たちが雇い入れられてきて、かわりに道路の補修だとか、川の管理だとかそういうことをやるようになる。村寄合が今の議会で、雇い入れた人たちは行政を構成する。そして住民たちが税金、当時の村入用といわれた金を払って、そして、村寄合が「今年はこちらからここまでやってください、ついては、お金は幾ら幾ら用意します」といふふうに事業計画と予算を立てて、そしてこの雇い入れた行政の職員たちにそれをかわってやってもらう。つまり、もともと自治の機構というものは、自分たちでやっていたものについて限界が来て、つまり、共同で処理する限界が来たので、かわってもらうという形でつくられたのだ、ここを出発点として考えてみたいと思っているのですね。

その後、近代が進むと大きく変わっていきます。中央の政府ができて、県や都の政府ができて、そして、ここに市区町村という組織ができて、これ専ら行政サービスをやるわけですけれども、どちらかというと、この三者は治める側となったんです。治められる側は住民ですね。長らくこのように、いわば政府のセクターというものができていて、そして、それらが一体となって住民の生活というものを安寧にさせる責任を負っていくと、こういうやり方でございました。これを「政府の時代」と私は呼んでいるのですけれども、とにかく3つの政府が寄ってたかって地域と全国をカバーする。そのためには、国、都道府県、市町村がだんご3兄弟のように串刺し状態になっているのです。串はたとえば法令であったり補助金であったり、ときに人事などもありますね。これらで自治体を縛って勝手なことはできなくしてあったのですね。そうじゃなければ、国全体として統一のとれた行政ができないからです。

あるところは、小学校は6年生まで、あるところは、「ここは頭がいいから4年でいいや」ではだめだよというようなことで、決まりをつくってやる。それから、国の補助金とかですね。そのようにして縛りつけてきてやってきた時代が約100年続きました。それが今、串が一、二本抜かれまして、縛りが緩くなったのです。縛りが緩くなった。このことを地方分権改革というふうに言います。地域のことは地域で決めろというやり方です。

したがって、もし、この市区町村が、これからは分権の時代なのだから、住民のほうを向いて、住民と一緒にやっ払いこうと決意したら、このような構造を形成することができるようになりました。この構造、つまり住民がそのまちを「治める」ということは、この自治体の行く末と、それから、自治の成否とといいますか、うまくいっているかどうかの責任はすべて住民に戻ってくる、住民に帰するということを意味します。北海道の夕張市も結局高いツケをこれから払い続けていく。これまでも払っていますし、不便さも受けとめている、これはすべて住民が引き受ける、引き受けざるを得ないのです。国の政府や、北海道の政府がこれを引き受けるわけにはいかない。ですから、私たちは、今、政府が治める時代から、そこに住む人々が治める時代に入った。人々が治めるから自治と言うのですよね。自分たちで治めるという意味です。

では、なぜこんなことになったのだろうか。政府が分権で、自治体をごんじがらめにしてきたことから解放してくれたから自治の時代が来るのだということなのだろうか。じゃ、政府はなぜ解放せざるを得なくなったのだろうか。単純に言えば、全部抱えて走るのは無理になった。古いときの仕組みだったら、住民たちは何かやってほしいときに自分たちでやる前に要求するのですね。「こんなことが起きて困っちゃっているのだけれども、何とかしてくれないか」と要求します。一番身近な自治体に行くことが多いでしょう。この場合にも、ここに議員という政治家がおりまして、ここを媒介して要求を入力するとかね、この議員たちは市区町村で解決がつかなければ、都道府県の議員に何とかしてくれよと言うかもしれませんね。最近では、まどろっこしいので、国会議員のほうがいいか、小選挙区制になってからは、国会議員が身近にいますので、国会議員を使う。結局どこへ行くかという、この国の政府へ向かって要望が上がっていくのです。そして、それを上手に分配することが自民党の長続きした理由だと言われています。

教育問題については政調会の教育部会というところで、建物については政調会の建設部会という形でどんどんと財源が補助金とかという形で分配されていった。要求が上がっていく。これにこたえる。1回こたえるたびに票が確定していくといひましようか、票が増えていくという構造がありますので、ある意味、政治の宿命なのですね。政治が一人一人の票で成り立っていることから発生しているわけですが、そのために何が起きたかという、ずっと戦後だけでも50年以上やっていたら、どれだけお金がかかると思ひます。それで、ずっと借金をしてこたえてきたわけです。

おかげで、全国の道路はほとんど舗装道路になりました。もう少したてば、下水道も完備するよという時代になるでしょう。私たちは、今、一日歩いていても土の上を歩くとい

うことは余りなくなりましたよね。ハエがいなくなったことにはびっくりしますが、やはり、これも公衆衛生という予算が徹底的に支払われたということでございます。

そして、予算がどんどんこんなふうが増えていきますので、入ってくるのは減っていますから、足りません。借金でやりましたね。ご承知のように、今年度中に1,000兆円になると、こういうふうに言われています。このことに一番びっくりしたのは中央政府でございまして、それゆえ、実は、地方分権は地方からの強い要望で動いたのだというふうに思われがちなのですが、国の側にも理由はあったのです。ですから、端的に言えば、「もう来るな、いちいち国にまで持ってこないで自分たちでやれよ」となる。これをはっきり打ち出したのは、実は、小泉内閣でございましたね。補助金を4兆円も削っちゃったわけですよ。そうしたら、もう行きませんね、お金が少ないから。4兆円を削ってしましまして、あとは地方の税に回したのです。いずれにせよ、そのようにして、「もういちいち国に言うてくるな、地方のことは地方でやれよ」、それが地方分権のスローガンになった「地域のことは地域で考える」ということでした。

考えようによっては、手厚い政府の財政政策から見放されたとも言えるわけですが、その分だけ、それでは地方でどうやっていくのかということが強く問われるようになりました。

それから10年たったわけですが、つまり、分権改革というのが行われて、もういちいち国へは言うてくるなという時代になって10年たちました。そうすると、どうなったのだろうか、現在を見てみますと、結構厳しいことになっていますよ、全国的に。一つ一つの自治体、例えば、この新宿区の行政がどのようになっているかというのは、材料をもう少し見せてもらわなければわかりませんが、全国的に言うと、自治体というものの持っている資源といいたまいますか、力が枯渇してきている。

第1は、財源です。税金が入ってきますので、お金があるから、何か起きたとき、何か困ったことが起きたときにお金で解決するということが可能です。例えば、高齢者で、突然生活に行き詰まってしまった。生活保護が用意されていますよ、そのほかにも、例えば、小さな子どもを何人も持った家庭に奨励金を出しますとか、医療費の自己負担分をもちますよとか、自治体でできることは幾つもありますが、これが財。

2番目は、もう一つの財なのです。職員のことで。人材ということですが、職員の数と能力が必要です。それがあれば、お金を使わなくても、人手を使って解決すべきことはたくさんあります。

3番目に公権力です。公権力と書くとちょっと怖い感じがしますが、何々をやっちゃいかんぞとか、犬を散歩に連れて行って、ふんをそのままにしておいたらいかんぞ、発見したら3,000円罰金取るぞとか、いろんなそういうやり方があります。何々をしちやいかんというふうに決める、これは当然のことですが、議会で条例化するということが前提です。

そして、私が見る限り、この3つとも今ピンチです。財政危機に陥っているのは、皆さ

んご承知ですよ。それにプラスして、人間も増やすことがほとんどできません。政府の指導もあるのですけれども、金目の問題もあるでしょうね。財政も余り豊かじゃないものだから、職員をふやすことができないというようなこともあって、ここでも自治体の持っている富といたしましうか、資源というものが制約されています。さて第三に、残ったのは公権力だぞって、ここを余り頑張ると、財政も人手もないのに、威張りくさって何々やっちゃいけないということばかりつくるのか、大変気持ち悪い世界ですよ。このように、自治体のもっている資源がピンチに陥っている。

もう一つは、社会の変化にうまく対応できない。少子高齢化とか高度成長時代は終わったよとかと言うのですけれども、この少子高齢化というのも、大体70年代後半ぐらいからよく言われてきていて、80年の厚生白書に「高齢化社会への軟着陸をめざして」という副題がついたぐらいです。そこで、ちょっとデータを見てみましたら、70年のときには80%という数字だった。それが、07年には35%になっている。今はもっと減っていますよ。20%台ぐらいまできている。これ、何の数字でしょうか。これはね、65歳以上のお年寄りが子どもと同居している比率です。1970年のときには、高齢者の8割は子ども世帯と一緒に暮らしていたのです。したがって、さまざまなことの手助けなどは、まさにそういう意味で、その家族の中で支えてこられたのです。この07年35%とは、まさに子どもと同居している比率ですから、そのひっくり返った数字、65%はお年寄りだけで暮らしている。お年寄り夫婦か、またはお年寄りのひとり暮らしと、こういう数字なのでございます。

そうすると、その変化の分だけ確実に解決しなければならない課題が増えていきますでしょう。お年寄りの手助け、これが社会的なテーマになってしまいました。そして、多くのことは行政への期待として寄せられてきている。都市部では特にそうでございます。まだ、農村部へ行くと、「ごめん」と隣の家に声かけて、「かみさんが熱を出して寝ているのだけ」と言ったら、隣の奥さんがおかずをちょっと届けてくれるとかそういうこともあったと思いますが、もっとも、今は隣も高齢者ですね。似たようなものかもしれません。都市部ではそういう関係がとくに薄いということもあります。

このようにして、私たちは社会の変化というものにどう対応していくか、このことが問われている。そのときに、今、申し上げたような近隣の自治力というのですか、隣近所で助け合っていく力というものが実に低下してきている。これは全国的な問題です。今、申しましたが、農村部はうんと強いと言うわけではありません。なぜならば、隣も年寄りだというような地域になっています。

先だつての大雪はどうでしたか、皆さん。私、今年2度家の周りの除雪をしなきゃならなくて、最初のときは8時半前ぐらいになると、スコップを「ガーアッ」と押す音が聞こえてまいりますので、家の中にじっとしているわけにはいかないという半ば強制力もあって、そして、出て行ってやります。そうすると、その日半日は腰が痛くて仕事は休みというようなありさまでした。私、それまでコミュニティというのは自立した市民が対等の関係でつくっていく協力関係のことなのだ、あるいは地域で、あるいはテーマによってとい

うようなことを言われてきて、「うん、それがコミュニティというものか」と思っていたのですけれども、違いました。

私を見る限り、コミュニティ、少なくとも近隣のコミュニティは義務的なものだなという感じています。そこに暮らしている以上、避けることのできない役割を果たさなければならないというようなことを強く感じましてね、それを近代、まさに近代というものが嫌がったのですよね。封建的に上から命じられるような、または監視されているような関係ではなくて、自由で自立した市民を目指そうと言ってきたのですけれども、自由で自立した市民は良好な近隣関係を結びにくいということもわかりました。実に、この強制的といいますか、義務的な側面というのを私は見落としていたなということ、ここ一、二年の大雪で教えてもらったような気がしているところでございます。

このようにして、実は、社会というものが、つながりが薄れてきていて、したがって、物事が発生したときに解決する力も低下してきているのです。したがって、行政にお願いすることが多くなるという形で、どんどんと行政の役割が肥大化してまいりました。ところが、最近、私が出会った大きな出来事を2つ申しますが、1つは、郡山市の自分の家屋敷、庭までを全部ごみで埋めてしまったごみ屋敷事件でございました。実は、市内に4軒も自宅を持っているといううらやましい方なのですけれども、4軒ともごみ屋敷にした。小ざかしく私だったら1軒は残しておいて快適に暮らすかなとかと思うのですけれども、ああいう方はそれできないんですよ、さがといいましようかね。

近所の人困って、町内会などを通じて何とかしてくれよって言ってもだめですね。「私の敷地に何を置こうと勝手だろう」と言われて、すごすごと帰ってきた。当然、次にやることは、役所へ行って、「何とかしろ」というふうには談判いたします。役所が飛んでいって説得しますけれども、同じように言われてすごすごと帰ってくる。必死になって法律や条例を調べるのだけれども、これを持ち出す方法はない。強制代執行をやるかというところまで考えたそうでございますけれども、結局はそうにしてじっと見ているしかなかった。

これについては後日談がありまして、これは、実はインターネットで知ったのですけれども、郡山市のJC、青年会議所が予算を少し用意して、そして、市民に声をかけて、「ボランティアでごみを出すのを手伝っていただけませんか」。あるいは、その費用を「寄附していただけませんか」というようなことを呼びかけて、そして、お金と人手を準備して、そのお宅へ行って、「あなたには一銭の負担もかけないから、私たちに作業をさせてくれないうか」と説得をしてすべて搬出した。市役所はそれについて中間的な処分場を提供するとか、一部パッカー車のようなものを用意して協力したと言われております。

これ、絵にかいたような協働と言われる、そういう作業なのですけれども、それでもやっぱり、そこはある種の社会的な解決の仕方ですから、また後日インターネットを見ましたら、郡山のごみ屋敷、またごみが増えていっているという、これどうするのでしょうかということでございます。たしか、郡山市はごみ屋敷の禁止条例をつくりました。さ

て、この条例でゴミ屋敷を退治できるのでしょうかという問題です。

もう一つは奈良県平群町のあのおばさん、隣の奥さんに向かって「出ていけ、おまえなんか顔も見たくない」といって、布団干しながらでも音楽をがらがん鳴らして隣の人を困らせたという事件がございましたね。これも同じように経過をたどりまして。結局、その隣の方が病気になってしまいまして、訴えたのですね。傷害罪で訴えたのですけれども、それまでは役所のほうも、「いや、生活の騒音だし、騒音規制条例がないし、騒音防止法でやるにはちょっと厳しいかな、裁判で勝てるかな」とかいろいろ言っているうちに、隣の方が病気になって裁判になった。有罪になりました。罰金刑200万という判決を受けましたが、そのときに平群町の町議会がまさにこの公権力でもってやろうとして、「平群町安全で安心な町づくりに関する条例」というものをつくりました。そして、昼間は65デシベル以上はだめですよ、夜中は60デシベル以上はだめですよと、ちゃんと規制するという構えを見せたのですが、罰則をつくらなかったものですから、効果は不明。警告を発するため、職員をして立ち入らせることができるようになっていて、迷惑するのは職員ですよ。行って、どうせいと言うのだ。できることはたった1つ、「お願いですからボリュームをもう少し下げてください」とお願いし続けるしかないという、そういう仕掛けになっているわけです。

ですから、今私たちは、何か決まりをつくって力で地域というものをよくしていくというようなことはなかなか難しくなっているということを感じます。そうすると、どうやって私たちがこの地に住み続けようと思えるようなまちにできるか、そのための方法を考えていかなきゃならない。恐らく、今日の議論の中でもそのようなことが話し合われるといいなというふうに思っております。

この新宿という大都会、この中でそのような人々のつながりをつくっていくという大変おもしろみのあるテーマと同時に、私、この数年間おつき合いして、新宿にはまだそのような近隣の伝統が残っているような気がするということも感じさせていただきました。それをどうやってこれから伸ばしていくかということもテーマです。そのことがあの3.11で苦しい思いをしている東北の被災された人たちに対する一つの回答かもしれないなというふうに思っております。

今日はどうぞ存分なご意見も聞かせてください。これで私の話を終わりにいたします。どうもありがとうございました。（拍手）